

宇部市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民及び事業者に脅威を与えていることに鑑み、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全及び平穩の確保並びに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 本市に住所を有する者、本市に通勤し、又は通学する者及び本市に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 本市において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、市、市民及び事業者が相互に連携して推進されなければならない。

- 2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県その他の関係機関との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する活動に取り組むよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業の実施に関する措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が行う入札に参加させない等必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設の使用等の制限）

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した施設のうち、多人数を収容できる集会場、会議場その他これらに類する施設の使用又は利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用若しくは利用の許可をせず、又は当該使用若しくは利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（暴力団の排除に関する広報啓発）

第9条 市は、暴力団の排除の重要性について市民等の理解を深め、及び暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（青少年に対する教育等の措置）

第10条 市は、その設置する学校その他の教育機関において、青少年が暴力団の排除の重要性について認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が青少年に対し指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。